

松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本計画等策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業に伴う基本構想及び基本計画の策定について、意見や提案を求め計画に反映させるため、鎌田中学校校舎改築事業基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、基本構想及び基本計画の策定に向け、内容や方向性について協議し、検討する。

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

ただし、委員長には所管課該当部局の職員を選定することはできない。

3 委員は、学識経験者、鎌田中学校長、各学校運営協議会代表者、教育総務課長、学校支援課長、その他教育委員会が必要と認める者による7人程度をもって構成する。

4 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から平成28年3月31日までとする。また、委員が欠けた場合における補欠委員は補充できるものとする。

(運 営)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長を、委員長及び副委員長に事故あるときは、予め定めた代理者をもってその職務を代理する。

(会 議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 委員長は、必要に応じ意見聴取会（ワークショップ）を開催し、対象となる関係者を集め、幅広く意見を聴くことができる。

(報 告)

第6条 委員長は、策定委員会で審議した事項について、速やかに議事録を作成し、教育委員会に報告するものとする。

(委員報酬及び費用弁償)

第7条 委員（公務上出席した委員を除く。）及び第5条第2項の規定に基づく招集者の報

酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の定めるところにより支給する。

（守秘義務）

第 8 条 委員長、副委員長、委員及び策定委員会に出席した事務担当者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第 9 条 策定委員会の事務局は、教育総務課に置く。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、委員長が策定委員会に諮り定める。

附 則 （平成 27 年 4 月 16 日松阪市教育委員会告示第 23 号）
この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。